



Title	アリストテレスにおける範疇の基礎としてのプレディカビリヤ
Author(s)	北郷, 彩
Citation	哲学, 43, 1-19
Issue Date	2007-07-29
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/35043
Type	departmental bulletin paper
File Information	43_RP1-19.pdf



アリストテレスにおける範疇の基礎としてのプレディカビリヤ

北郷 彩

1、はじめに

言論の吟味の術である弁証術的推論についての研究『トピカ』において、アリストテレスは、四種の「述語づけ可能なもの」（いわゆるプレディカビリヤ）を、方法の核となる分析道具として提示している。立てられた命題は、定義規準つまり理想的な定義、固有性、類、付帯性のうちいずれの述べ立て（述定）を為しているかによって分類され、四種は吟味の間であるトポスを提供している。これら四種があらゆる命題の述定を網羅的に分類するものであることは、A・8において演繹的に証明されている。本編においては、まず、これら四種が、事物の理想的な定義を述べるものとそうでないものを対比するための二つの条件によって特徴づけられ、これによって四種相互の排他性が確立されることを論じる。四種は、事物の同一指定つまり「何であるか」に関わる分類であり、あらゆる命題を、任意の一つの事物について為され得る述べ立ての種類として網羅的に分類している。

さらに私は、プレディカビリヤによって提供されている同一指定の構図が、述語（カテゴリー）の分類に基礎を与えていることを明らかにする。A・9において「述語の種類」が十種、帰納的に枚挙されるが、その際、これらは事物を同一指定する述語（*is est*）とその他の述語という述定的な区別に基づいており、十種は任意の一つの事物を対

象とする述語の多様性として汲み尽くされている。これらの述語がさらに対象（主語）となつてそれぞれについて十種の述語が述べられるときに、それぞれを同一指定する ti est の述語の連鎖は、互いに排他的な種類系列となつて十種の最高類を形成する。つまり述語の分類は、 ti est を求める問いによつて述語がそれら自身として取り出されて初めて確立される。実体 (*ousia*) といふゆる属性（他の九種の最高類）の区別は、いかなる存在論的な差異を前提することもなく、言語分析の次元で遂行されていると言える。すなわち、属性を示す述語は任意の事物について同一指定としてではなく述べられるものであり得るが、実体を示す述語は任意の事物についての同一指定の問いによつてしか取り出されないものであり、この点において他の範疇から区別される。私は『トピカ』A. 8・9 の読解を通じて、述定と述語の区別、さらに *ousia* と *ti est* の区別について考察し、例えば Frede (1987) の見出さなかつた連関を、述定が述語の網羅性と相互排他性に基礎を与えているという仕方で提示し得ることを明らかにしたい。

2、プレディカビリヤの分類：A. 8 の検討

四種類のプレディカビリヤ（以下 Pr と略記）² それぞれの主な特徴は、A. 5 において次のように述べられている。

定義規準 (*horos*) : 「本質 (*to ti en einai*) を意味表示する説明言表 (*logos*)」(101b38)。

固有性 (*idion*) : 「本質を明らかにしないが、そのみに属し、事物について主述互換される」(102a18)。

類 (*genos*) : 「種において異なる複数のものどもに即して、何であるかにおいて述語となるもの (*to en toi ti esti kategoroumenon*)」(102a31)。

付帯性 (*symbebekos*) : 「これらのうちのいずれでもないが、つまり定義規準でも固有性でも類でもないが、

事物に属するものであり、そして同じ一つの事物に属することも属さないことも可能であるもの」(102b4)。

これらは主語と述語の連関の様式であり、弁証術の方法においては、あらゆる命題がこれらのいずれかの様式において形成される。本節においては、A.8においてこれらの四種があらゆる命題の述べ立てを網羅するものであることが演繹を通じて証明される過程をたどり、四種が事物についての理想的な定義の述べ立てをめぐる互いに排他的な分類であることを確認する。この結果として、Prによる命題の分析は、命題や議論全体を定義規準に関する視点から分析するという方法論のもとにあることを指摘する。

A.8において、あらゆる命題がこれら四種のPrに基づいていることを説明する二通りの方法が述べられている。一つには「帰納を通じた確証」(103b3)があり、それは「誰かが、個々の諸命題と諸問題を調べてみれば、定義規準か、固有性か、類か、付帯性から生じていることが明らかであろう」(103b3)という仕方で、事例の収集と観察に基づいて示す方法をとっている。もう一つには「演繹を通じた確証」(103b7)があり、弁証術的な三つの問いへの諸否を通じて四種が排他的に演繹される。それらの問い(以下に述べる「i」、「ii」、「iii」)が恣意的でも論点先取的でもないことを支える、以下に述べる述定の条件A、Bをアリストテレスが念頭においていることを以下で明らかにする。

「引用1」そしてもう一方は、演繹を通じた確証である。すなわち、何かについて述語となるものすべては、「i」事物について主述互換されるか否かのどちらかである。そして一方、もし主述互換されるならば、定義規準(horos)か固有性であるということになる(というのも、もし「ii」本質(to ti en einai)を意味表示するならば定義規準(horos)であるし、もし意味表示しないならば固有性であるから。なぜなら、主述互換されるものでありなが

ら、本質を意味表示しないもの、これが固有性であったからである。そして他方、事物について主述互換されないならば、「[iii] 基体〔主語〕の定義実践 (horismos) の中で述べられているものどもの中にあるか、それともそうでないかのどちらかである。そして、もし定義実践の中で語られているものどもの中にあれば、類か種差であるということになろう。なぜなら定義実践 (horismos) は類と種差に基づくからである。また、もし定義実践の中で語られているものどもの中にないのでないならば、付帯性であろうことは明らかである。というのも、付帯性は、定義規準 (horos) でも固有性でも類でもないが、なお事物に属するものであると語られていたのであるから (103b6-19)。

この手続きにおいては、初めに、「何かについて述語となるもの」(述定)すべてを「i」「主述互換される」ものであるか否かという特性によって二つの種類へ分ける。つまり、或る事物について何かが述語となる際には、必ず、その事物とその述語が互いの述語になり得るか否かのどちらかであるとするのである。この「i」の特性を満たすものと満たさないもののそれぞれに対して、次の基準が提示される。「i」を満たすものについては、「ii」「本質を意味表示する」ものであるか否かが問われる。そして、「i」を満たさないものについては、「iii」「基体の定義実践の中で述べられているものどもの中にあり」ものであるか否かが問われる。

これら「i」、「ii」、「iii」の三つの特性を基礎づけるために、次の点を手がかりとして挙げることができる。「ii」、
「iii」は、それぞれ「i」を踏まえた特性として提示されていると思われる。なぜなら、「ii」と「iii」の特性は、単独でそれぞれ一つの種類を他から分けることがすでに可能であろうからである。「ii」は単独で定義規準を他の種類から区別することが可能であり、「iii」は単独で類を他の種類から区別することが可能である。それゆえ、「ii」、「iii」が各々の分割を為すときには、「i」による分割の結果は前提されている。「ii」「本質を意味表示する」、或い

は「iii」「基体の定義実践の中で語られているものどもの中にある」という特性は、「i」「主述互換される」か否かという特性に付加されるものではなく、「i」であるか否かという特性をすでに含んでいると言える。

この点からは、三つの特性を基礎づけるための二つの要点を指摘できる。すなわち、「ii」と「iii」は、「i」を満たす或いは満たさないという条件を除いた要素をそれぞれ持つであろう。さらにそれらの要素は、「ii」、「iii」によって分けられるそれぞれの種類がもし互いに重複しないならば、互いに何らかの次元を等しくしたものでなければならぬ。

「ii」、「iii」のそれぞれから、「i」の特性から切り離された独自の要素を引き出すことを試みるならば、それらの要素はいずれも類と種差に関わる特徴を持つていえると言えぬ。というのも、一方、「ii」「本質を意味表示する」ところが、類と種差を用いた定義実践によって、少なくとも実践においては可能となることにより (cf. 101b38-102a17, 154a31)、この類と種差にとつての「事物に固有である」ことを除いた特徴を挙げることは、今の試みにとつて有用であろう。他方で、「iii」「基体の定義実践の中で述べられているものどもの中ににある」ものを挙げるならば、それは「類か種差」であると言われており (103b15)、定義実践の全体ではなく個々の構成要素を挙げるとすれば、この類か種差、すなわち「類的なもの」(101b18) でしかないと言えぬ。

「ii」においては、類と種差の結合された説明言表から、「i」「主述互換可能であること」つまり「事物に固有であること」を切り離し、「iii」においては、類と種差のいずれかから「事物に固有でないこと」を切り離すとすれば、いかなる特徴が見出されるであろうか? 「ii」の場合にも「iii」の場合にも共通して、「何であるか」において述語となる「(102a32)」という特徴が残されていることが指摘できるであろう。類と種差は、両者が結合されているか否かという特徴を持つほかに、それら自身、適切な類と種差であるために、共に事物の「何であるか」において述語となる」という大きな特徴を備えている (102a31, cf. 154a27, 153a17)。この特徴「何であるか」において述語とな

「i」か否かは、これに先立つ分割基準「i」とは独立に与えられる条件として、「ii」、「iii」を背後で支えていると理解することが可能である。従つてこれらによる言い換えを許すならば、「i」、「ii」、「iii」による分割の過程は、「i」の背後にある条件「事物に固有である」か否かと、他方「ii」、「iii」両者の背後にある共通の条件「事物の何であるか」において述語となる」か否かによつて述定を特徴づける過程であると言える。

述定の種類の分割を、これらの二つの条件による特徴づけとして捉えるならば、導き出される四種の $\mathcal{P}$ が互いに同じ条件を通じて排他的に分類されていることを示すことができる。仮に、「i」の背後にある条件を、述定の条件Aと呼び、「ii」、「iii」両者の背後にある条件を、述定の条件Bと呼んで、条件を満たすことを+、満たさないことを-でそれぞれ表記することとする。導き出された四種の $\mathcal{P}$ は、これらの条件A、Bを満たすか否かの組み合わせによつて特徴づけることができ、次のように表記できる。すなわち、定義規準は $A+B$ 、固有性は $A+B$ 、類は $A-B+$ 、付帯性は $A-B-$ である。A・8における $\mathcal{P}$ 導出の背後に、述定の二つの条件A、Bが機能していると解釈することによつて、私は四種の $\mathcal{P}$ の各々が、等しく与えられる二つの条件を互いに同様には満たし得ないという意味において排他的な分類を構成するものと理解する。

述定の二つの条件A「事物に固有であること」、B「事物の何であるか」において述語となること」が、これらを十全に満たしている定義規準の特徴づけであることにより、これらの条件は、単にあらゆる命題を分割するというだけでなく、あらゆる命題を事物の理想的な定義を述べ立てているか否かによつて特徴づけるといふ、分類の指針を提供している。二つの条件の組み合わせを十全には満たし得ない述べ立ては、各々の仕方、事物の理想的な定義とはなり得ない述べ立てと言える。つまり、 $\mathcal{P}$ の四種が述べ立ての種類を汲み尽くしていると言えるのは、それが定義規準を特徴づける二つの条件に基づいて、定義規準と対比し得るものの種類を尽くしていることによつてであり、また四種の相互の排他性は、二つの条件によつて、定義規準として充分なものとは不十分なもの各々の間に境界が設け

られていることよって示される。⁷

以上のことから、 P_1 の四種は互いに、事物についての理想的な定義を述べ立てているか否かをめぐって分類され、排他的かつ汲み尽くされたものとして提示されていると言える。定義規準を特徴づける二つの条件によって命題の種類を汲み尽くすという意図は、諸命題を、事物の本質を意味表示することに関わる同一指定の観点から分類しようとすることを意味していると言えよう。言い換えると、 P_2 四種は、事物についての同一指定の構図を提供している。 P_3 四種は、いずれも、同じ事物についての他の述べ立てとの対比においてあり、四種全体が、その事物についての理想的な定義の述べ立てが成立しているか否かに関する分類として構成されているため、四種の分類は常に、任意の一つの事物について同一指定の構図を与える局面において機能していると言える。

3、述語の分類…A・9の検討

アリストテレスが、A・8における P_1 の分類の後に、「これらを踏まえて、…述語の種類が分類されねばならない」と述べるのは、主語と述語の連関の様式である P_1 の分類の後に、述語それら自身を取り出して分類するという順序があることを示していると思われる。本節においては、述定と述語という二通りの分類について、差異を明確にし、互いに関係においてあるかを考察する。私は、 P_1 の提供する同一指定の構図に基づくという仕方では、述語の分類が導かれていることをA・9の読解を通じて明らかにしたい。A・9においては、事物の同一指定に基づき、可能な疑問文への応答としてその事物について述べられ得るものの枚挙を端緒として、これらのそれぞれがさらに同一指定されることによりそれぞれ自身として取り出されるという仕方では、述語の種類が導かれると私は理解する。述語の分類をめぐる一連の記述を以下に引用する。

「引用2」これら〔A.8の議論〕を踏まえて（Meta toinnun tauta）、先に述べられた四種のものが属する諸事物において（en [tois pragmatōis (cf. 103b19)] hois huparkousin）述語の種類（ta gene ton kategorion）が分類されねばならない。これらは数にして十種ある。〔I〕「何であるか（ti esti）」、「どのようなのか」、「何との関係においてあるか」、「どこか」、「いつか」、「置かれていること」、「持っていること」、「為すこと」、「被ること」というのも、付帯性も、類も、固有性も、定義実践（horismos）も、常に（aei）、これらの述語の一つのうちにあるであろう（estai）から。というのも、これら〔述定〕を介したすべての命題が、「何であるか（ti esti）」か、「どれほどか」か、「どのようなものか」か、その他の述語のいずれかを意味表示しているから。これらから明らかなことは、〔II〕「何であるか（to ti esti）」を意味表示するもの〔説明言表〕は、時には実体（ousian）を、時には量を、時には性質を、時には他の述語のいずれかを意味表示することである。というのも、目の前の人間について、目の前のものが人間である或いは動物であると言う時には、何であるかを述べ（ti esti legei）、実体を意味表示している（ousian semainei）から。そして、目の前の白い色について、目の前のものが白い或いは色であると言う時には、何であるかを述べ、性質を意味表示しているから。同様に、もし目の前の一ペーキユスの大きさについて、目の前のものが一ペーキユスである或いは大きさであると言うならば、何であるかを述べ、量を意味表示している。他のものどもについても同様である。というのも〔IとIIの基礎づけ〕、このようなものどものそれぞれに関して、もしそれ自身が〔目の前のもの〕それ自らについて（peri hautou）述べられるならば、またもし類がこのものについて述べられるならば、「何であるか（ti esti）」を意味表示している。他方で、〔目の前のものそれ自ら以外の〕他のものについて（peri heterou）の場合は、「何であるか」を意味表示してはならず、「どれほどか」か、「どのようなものか」か、他の述語のいずれかを意味表示しているのであるから（103b20-39）。

初めに、「先に述べられた四種のものが属する」と言われているところのものについて、「諸事物」という先行詞を補うことによって、A・8で述べられた四種の述定と、これを踏まえて導かれる述語との関係が鮮明になる。Prが任意の一つの事物についての述べ立ての種類であることを踏まえ、「述語の種類」もまた、以下に挙げる特徴により、任意の一つの事物について述べられ得る十種の述語として分類に着手されている。

fr. *estis* というタイプに該当する述語は、或る事物についての同一指定を為すものであると思われる。fr. *estis* とは、*fr. estis?* (「何であるか?」) という疑問文が名詞的に用いられ、事物についてこの疑問文への応答として述べられるところのものを指していると思われる。この問いが事物の同一指定に関わることにについて、Prの一つである類の規定を述べたA・5の記述 (102a31f) との関連が指摘できる。類の特性のうち、「何であるか」において述語となるもの」とは、「目の前のものについて *fr. estis?* (何であるか?)」と問われた際に、ふさわしい応答となるところのもの」(102a33) として説明されている。*fr. estis?* という問いは、本来、事物の類となるものによって応答される、或いはより限定的には、事物の「何であるか」において述語となる」という仕方の述べ立てによって応答される問いである。もしこのように fr. *estis* を事物の同一指定を求める問いと緊密な関係にあるものと捉えるならば、この fr. *estis* という種類の述語は、述定的な特徴を帯びることになる。すなわち、「何であるか」を述べる述語を挙げるには、その対象(主語)となる事物が常に必要であり、またその述語がいかなる種類であるかは、主語と切り離されたものとしては特徴を取り出すことができず、対象となる事物に相対的に決まる。つまり、「何であるか?」の問いは常に、「事物 x とは何であるか?」の問いである。

fr. *estis* を事物の同一指定を為す述語として捉えるならば、これを筆頭として挙げられる他の九種にも同様の解釈を与えることができる。すなわち、九種の述語は fr. *estis* と同じく何らかの疑問形を名詞的に用いたもの(例「どれほどか」、「どのようなものか」)や動詞不定形(例「置かれていること」、「所持していること」)によって表されている

が、これらは、*tu es* によって何らかの一つの事物 *x* の同一指定が述べられるに続いて、その事物 *x* について他に述べられる事柄が、「事物 *x* はどれほどの量のものか?」、「事物 *x* はどのような性質のものか?」という数種の疑問文の応答として枚挙されているものであると言える。動詞不定形によって挙げられている四種は、事物 *x* について述べられ得るものの中で、対応する疑問詞を持たないが、すでにある疑問詞によって問われるものども以外に述べられ得るものと捉えることが可能である。例えば、「横たわっている」という述語は、「置かれていること」という種類に含まれる述語であり、それは「事物 *x* はどのように置かれているか?」という問いの応答となるものである。

さらに、この十種が述語の種類として網羅的に挙げられているか否かは、一つの事物について述べられ得るものどもである限りにおいて論じられていると思われる。すなわち、「付帯性も、類も、固有性も、定義実践も、常に (*ad*)、これらの述語の一つのうちにあるであろう (*est*) から」(103b23) と述べられているのは、個々の命題において述定と対を作る述語として種類が汲み尽くされていることの主張であり、これは述定が命題を汲み尽くす分類であることに支えられている。そして、述定が命題を構成する述べ立ての種類として汲み尽くしていることの根拠は、先に述べたように、一つの事物について為され得る限りで分類されていることであり、すなわちその事物の理想的な定義を述べるかそれとも述べないか、という観点において網羅されていることである。

他方で、述定の種類が A. 8 において見られたように演繹によって汲み尽くされているのに引き換え、述語の種類が十種であることは、帰納的な根拠を通じて述べられていると思われる。「常に」という副詞は、議論の現場におけるような実践的な文脈を表しており、これに加えて、「であろうからである」という未来形は、実践における個々の対象を収集し、観察した結果から引き出される判断を示している。実践において、述定を介したいかなる命題を調べてみても、挙げられた十種の述語のいずれかが用いられていることが観察されるであろうことを根拠としているのである。

これらのことから、A. 9 冒頭において挙げられた十種の述語は、次のような特性を示しつつ挙げられていると言えよう。すなわち、*ti est* を筆頭とすることにより、何らかの事物 *x* について、同一指定を始めとして量や性質その他の点において、述べられ得る事柄がどれほどあるかが、観察に基づく帰納的な仕方、十種挙げられている。述語としての十種が、いずれも事物 *x* について語られる限りのものとして枚挙されることは、述定的な特徴であり、十種の網羅性はそうしたものである限りにおいて主張されている。この十種のことを、A. 9 における述語の種類を確立する過程において或る役割を果たすものとして、私は分類様式 I と呼びたい。

分類様式 I … 任意の一つの事物の同一指定を基礎として、その事物について述べられる述語の多様性の分類。

述語の種類を確立する過程は、右で分類様式 I と呼ぶ十種の枚挙で終わることはなく、むしろこの枚挙を足がかりとして、さらに綿密な分析が加えられている。続く箇所において、「これから明らかなこと」(103b27) として、「*to ti est* を意味表示するもの」(b27) が十種のいずれかを意味表示していると説明される。私は、「*to ti est* を意味表示するもの」の定冠詞が「説明言表」を示していると解釈する (pace De Rijk p.484, Frede p.38)。そして、この *ti est* に定冠詞 *ti* の付いた *to ti est* という語句の意味するものを、やはり「何であるか？」の問いとの関連から捉える。*to ti est* とは、*ti est* の問いに対する一般的な応答と捉えられるが、*ti est* との差異としては、述語としてではなく述定との関わりによつて語られるものとして理解する。つまり、同じく事物を同一指定するものとして示されるにしても、一方で *ti est* は、或る事物を同一指定する個別的な述語のタイプであり、他方で *to ti est* は、何であれ事物を同一指定し、他と含み合わない種類系列のうちにあるものを一般的に指し示していると私は理解する。¹⁰

私はこの「*to ti est* を意味表示する説明言表」が十種を意味表示するところ箇所は、*ti est* によつて同一指定さ

れるものどもの多様性を挙げていると捉える。その多様性は、分類様式Ⅰにおいて挙げられた十種各々を主語とする同一指定の多様性である。すなわち、分類様式Ⅰの十種が任意の事物について述べられることから、十種の述語それぞれについて同一指定の「*ti. est.*」が述べられ得るのであり、「*ti. est.*」の述語が「何であるか」において述語となる」という仕方で適切に与えられるならば、これと同種のものに対する同一指定の連鎖を通じて、それぞれが他と含み合わない類種系列を形成するであろう。「*to ti. est.*」を意味表示する説明言表」の多様性として述べられている十種類は、一つの事物について述べられ得る述語の多様性である分類様式Ⅰから、それぞれの述語が「*est.*」を問われることによつてそれら自身取り出され、互いに排他的な種類を確立しているものであると言える。

分類様式Ⅰの応用による展開の結果、*ousia*を筆頭とする十種は、「*ti. est.*」を筆頭とする十種とは異なる構図においてあると思われる。すなわち、分類様式Ⅰにおけるような、任意の一つの事物について述べられ得る述語の枚挙としてではなく、各々が事物を同一指定するものとして述べられるものであり、互いに異なる類種系列を形成している。これらの十種を私は分類様式Ⅱと呼びたい。

分類様式Ⅱ…分類様式Ⅰで挙げられた十種の述語各々を主語とする同一指定の連鎖により、排他的に確立される最高類。

この分類様式Ⅰと分類様式Ⅱの関係は次のようなものである。すなわち、分類様式Ⅰが任意の事物を主語としてこれについて述べられ得るものの形式として枚挙されており、分類様式Ⅱはそれらの述語それら自身の「何であるか」をそれぞれ述べる述語であり、それは或る存在者の最高類を意味表示している。述語の種類が分類されるといふ時は、この分類様式Ⅱによる排他的な種類分けを帰結とする、分類様式Ⅰからの枚挙のアプローチ全体が含意されてい

ると私は理解する。

この二つの分類様式において理解するならば、*ti esti* と *ousia* は次のように区別できる。*ti esti* とは、何であれ事物についてその「何であるか」を述べ、同一指定を為す述語である。主語が何であれ、この述語が適切に述べられ、類の連鎖が与えられることによって、他と含み合わない類種系列が形成される。これに対して *ousia* は、*ti esti* の述語の連鎖によって排他的に確立された種類の一つであり、何であれ事物に対する同一指定の述語によってしか取り出されないものの最高類として、他の最高類から区別される。Frede は、十種挙げられる述語の筆頭にある *ti esti* (*what it is*) と *ousia* (*substance*) の両者を同一視することに困難があることを指摘し、「カテゴリー」の一つと二つの *ousia* を指している箇所は『トピカ』においては¹¹ないことを主張している。彼は、「今や〔カテゴリーの〕分類の相互排他性を維持する唯一の方法は、述語が、或るものの何であるか (*what it is*) について、或いはそれがいかなる性質であるかについて、或いはそれがいかなる量であるかについて等々を言うために用いられているか否かに従って、カテゴリーが区別されていると想定することである」と述べ、*ti esti* の持つ述定的な特徴が、述語自身を取り出して *ousia* 等十種を導くという A. 9 の議論の展開を捉え損なっていると思われる。

アリストテレスが、続く箇所において分類様式 II の説明として挙げる三つの例 (b29-35) は、事物について *ti esti* を述べる事例、つまり事物を同一指定する事例において、その述語の意味表示するものが、「実体 (*ousian*)」、「性質」、「量」等の最高類を持つ各々の種類においてあることを示している。これらは、任意の事物「目の前のもの」についての同一指定が、上に挙げられた十種それぞれを導くことを説明している。例えば、第一の例においては、「人間である」或いは「動物である」という述語によって、事物の同一指定が成り立つときに、これらの述語は、その最高類である「実体」を意味表示している。第二の例においては、「白い」或いは「色である」という述語によって同一指定が成り立つならば、これらの述語は「どのようなものか」を意味表示する類種系列のうちにある。

第三の例も同様である。つまり、一つの事物について述べられ得るものの多様性の各々について同一指定が成り立つのであり、その同一指定を為す述語の各々は、互いに含み合わない最高類を意味表示する述語の系列のうちにある。

分類様式Ⅰにおいて提示される st. est. の述語が、あくまでも述語の分類の端緒として事物を同一指定するものであり、特定の述語の種類に限定されることがないことは、続く箇所によって説明されている。ここでは、分類様式Ⅰ、Ⅱの基礎づけとして、 st. est. の述語がいかにして事物について述べられるか、そして他の述語はいかにして事物について述べられるかが説明されている。それによると、三つの例のいずれにおいても、「何であるか (st. est.) を述べ」と語られているのは、各々、「それ自身が『目の前のもの』それ自らについて述べられるならば、或いは類がこのものについて述べられるならば、何であるか (st. est.) を意味表示している」(103635) という条件に適っているがゆえである。これに対して、仮想的に、「他のものについての場合」を取り上げて、対象について同一指定しない言明の場合もまた考慮されている。この「自らについて (peri. hautou)」と「他のものについて (peri. heterou)」という対比は、同一指定が成立するか否かの条件を提示しているが、それは述語の種類によるのではなく、適切な仕方では述べられた述語であるか否かによっていることを説明している。¹³⁾

st. est. を述べるものが成立する例として、右の三つの例の一つに即して言えば、「目の前の白い色」と特定されるべき対象があることが、言わばメタな視点から注釈されつつ、まさにこの対象「目の前のもの」を主語として、これについて、白い、或いは色であると言い当てた時に、事物「自ら」について述語を述べるのに成功するとみなされている。これに対して、「他のもの」について述語が述べられるとすれば、「目の前のもの」とは別の他のものについて述語を述べる場合を挙げることができる。例えば、仮に、「目の前の白い色について」という注釈のもとに、「目の前のものがまぶしい、或いは明るさである」と述べるとき、対象となっている白い色を言い当ててはいなく、対象以外のものについて述べたことになろう。

分類様式Ⅰの述語が帰納的に枚挙されていることを先に論じたが、それゆえに確かに、個々の述語がいずれの種類に含まれるかということは帰納によって示されると思われる。例えば「人間」と「白さ」がいかにして区別されるかということの区別は、一般的にいかなる疑問文によって問われるものであるかの事例の収集によって判別されるにとどまる。それにもかかわらず、分類様式Ⅰの同一指定とその他の述語がいかに区別されるかという点について、この「自らについて」と「他のものについて」という特徴が基礎を提供していることは、述語の種類の導出にとつて重要な点と言える。述語がいかなる種類においてあるかが前提される前に、何であれ述語が事物についてそれ「自らについて」述べられるか否かという、事物についての述べ立ての構図において述語の区別が為されており、この同一指定とそれ以外に述べられ得るものの多様性を雛型として、それぞれが同一指定の述語の系列に含まれる可能性を持つことから、同一指定するものの最終段階である十種の述語が確立され、それらの意味表示しているものは事物の最高類と言える。

このA.9における同一指定とその他の述語の区別は、いわゆる実体と属性の区別を、存在論的差異を前提せずに、言語次元において説明することを可能にする。すなわち、実体とは分類様式Ⅰにおける同一指定の述語 *is* について形成される種類系列の最高類であり、その他の属性は、分類様式Ⅰにおいて事物の同一指定以外を述べる述語について、そのそれぞれが同一指定されることによって形成される種類系列の最高類である。言い換えると、実体と属性は共に事物を同一指定する種類系列を形成するが、実体は事物の同一指定の問いによってのみ取り出されるものとして他の範疇から区別される。他の範疇は、同一指定の問いによってそれら自身として取り出されるが、時には他の事物について同一指定以外の述語として述べられ得るものであることにおいて、実体との間に差異を持っている。

4、まとめ

事物についての同一指定を為すPrは、述語の分類を、事物について述べられ得るものとして網羅的に枚挙する局面と、述語をそれら自身として取り出し排他的に確立する局面の両方に寄与している。このことによって、Prの分類は言語分析の領域の重要な基礎部分を築いていると思われる。

1 Frede (1987) は次のように述べている。「A・9の初めの一節において我々は、プレディカピリアを分類したので次にカテゴリーを分類せねばならないと告げられる。言うまでもなく、カテゴリーがいかなるものであると思われるかについての我々の理解は、アリストテレスが何故にこの分類を為すべきであると考えているか、またいかにして為されるはずであると考えているかについてより良く理解した際には、非常に増すであろう。残念なことに、アリストテレスはトピカにおいてはこれらの問いのどちらにも参入していない」(p.47)。私はアリストテレスがA・9において、Fredeの言う「問い」のいずれに対しても応答しうる議論を展開していることを論じる。

2 アリストテレスはこれを「四つのもの」(103b21)と呼んでおり、四種を総称する術語を与えてはいない。De Rijck (2002) は“Predictable”が anachronistic な誤った呼び名としているが (p.491)、本稿では、「プレディカピリア」を四種類の述定を指して用いる。

3 Chiba (2007) に倣って私は horos を定義標準と呼び、horismos を定義実践と呼ぶ。

4 「主述互換可能である (antikatagoreitai)」とは、例えば「AはBである」という命題の主語と述語の項が、互いの述語となり得ることを意味し、述語Bが主語Aに固有に述語となることを意味する。アリストテレスの挙げている例は、「人間は、文法能力のあるものであり、文法能力のあるものは、人間である (102a20-22)」というものである。

5 「何であるか」において述語となるもの」については、「目の前のものが何であるかと問われた際に答えるのがふさわしいもの」(102a32-34)と説明されている。

6 Pr 各々の特性と、これらの背後にある条件は区別されねばならない。例えば、「事物に固有であること」(条件Aを満たすこと)は、述定として確立された固有性(A+B)とは区別されねばならない。それゆえ、主述互換されるものである(条件Aを満たす)ことにおいて定義規準(A+B)の特性が固有性の特性に共通するとしても、述定として確立された定義規準を固有性の一種として見なすことは避けねばならない。同様のことが、条件Bにおいて共通する類と定義規準との関係についても言えることは、Prの分類が互いに排他的であるかそれとも含む合うかという議論に対して一つの見解を提示するであろう。というのも、Prが含む合う分類なのではないかという懸念は、Pr 各々と、それらを背後で特徴づけている条件とを混同することに起因すると思われるからである。固有性(A+B)に関するトポスは、条件Aにおける確立と覆しを試みるという点で、定義規準(A+B)に対しても役立つトポスであると言えるが、これはそのトポスの関わる述定同士が同じ種類に含まれることを意味してはおらず、ただその述定同士に共通する特徴づけを指摘し得るのである。類に関するトポスも同様である。また、付帯性(A-B)が多く持つ「その事物に属する」ことに関するトポスは、他の三つのPrいずれにも当てはまると思われるため、付帯性は他の三つを含む広い分類であるかのような印象を与え、誤解を招いた(本稿注7参照)。付帯性がそうしたトポスを持つ理由は、付帯性が条件Aも条件Bも満たさないので、限定なしにただ事物に属するか否かという点についての確立と覆しが必要とされるということである。

7 Brunnschwig (1986) は四つのPrを記号化し、「AはBと主述互換可能である」と「Aは全体としてもしくは部分的に、Bの本質を表す」という性質を満たすものと満たさないものの組み合わせによって記述しているが、彼は付帯性に対し、これらの性質以外に、「AはBに属する」という性質を付け加えている。また、二つの性質のうち片方によって特徴づけられる固有性と類を認めており、その結果、Prの分類をexclusiveとする解釈とinclusiveとする解釈の両方を認めるに至っている。Slomkowski (1997) は、Brunnschwigを批判して「二つの解釈の枠組み自体が誤りであるとしているが、付帯性に関してだけはBrunnschwigの解釈が必要であるとしている(三章)。そしてPrについて、広い意味での『もの』と狭い意味での『もの』という二義を設けるにとどまり、Prの個々の特徴とこれらに関するトポスを区別していないように見える。Wagner, Rapp (2004) もまた、この演繹の手続きをBrunnschwigの示したものと同様な二つの条件の組み合わせと捉えているが、何故にこれら二つの条件が用いられたかということについては触れていない(p.282)。

8 私はこれが、述語の分類に述定の条件Bが影響を与えていることを表しているものと捉える。A・9において述定の条件Aが言及されないことの理由は、述語の分類に関しては、或る事物それのみについて述べられるか否かということが問題となっていないからであると思われる。

9 この箇所が、述べ立ての形式ではなく実際に観察される述べ立てを挙げる文脈であることは、ここで挙げられている個々のPrに、定義規準(horos)ではなく定義実践(horismos)が用いられていることの理由として指摘し得る。cf.Chiba (2007)

10 Smith (1997) は、A・9におけるti esti (実体カテゴリー)とto ti estiに区別を設けず、他方で三つの例における「ti estiを述べる」(103b30, b32, b34)だけを他から区別して、絶対的な意味のwhat-it-is (to ti esti)に対する相対的な意味のwhat it is (ti esti)と区別する。

11 前掲書、p.39

12 前掲書、pp.38-39。

13 「自らについて」や「他のものについて」は、述語としての「それ」や「類」が語られる仕方であり、「自ら」や「他のもの」によって述語の一つを指しているのではないと思われる。Pickard-Cambridge (1955) による、或るカテゴリーが同じ種類のカテゴリーについて述べられているという解釈は、カテゴリーの種類を特徴づける際にすでに種類を前提してしまっているという循環を含むことになる。

《文献》

W. D. ROSS, *Aristotelis Topica et Sophistici Elenchi* (Oxford, 1958).

W. A. PICKARD-CAMBRIDGE, *Topica and De Sophisticis Elenchis* (Oxford, 1955).

R. SMITH, *Aristotle topics Book I and III* (Oxford, 1997).

J. BRUNSCHWIG, "Sur le système des 《prédicables》 dans les Topiques d'Aristote" *Energiea*, (1986) 145-157.

M. FREDE, "Categories in Aristotle" in *Essays in Ancient Philosophy* (Oxford, 1987)

- P. SLOMKOWSKI, *Aristotle's Topics* (Brill, 1997).
- L. M. DE RIJK, *Aristotle Semantics and Ontology volume one* (Brill, 2002).
- T. WAGNER, *C.RAP, Aristoteles Topik* (Reclam, 2004)
- K. CHIBA, "Aristotle on Essence and Defining-standard in his Dialectic" in *Definition in Greek Philosophy*, ed. D.Charles, (Oxford, 2007) (出版準備中)。

本稿中の翻訳は私訳である。下線、括弧「:」、括弧〔:〕は筆者による補足である。括弧（:）はギリシャ語原語のローマ表記の挿入である。